

静岡県土採取等規制条例施行規則を廃止する等の規則をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第17号

静岡県土採取等規制条例施行規則を廃止する等の規則

(静岡県土採取等規制条例施行規則の廃止)

第1条 静岡県土採取等規制条例施行規則(昭和51年静岡県規則第4号)は、廃止する。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

第2条 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(15) (略) <u>(16) 静岡県土採取等規制条例(昭和50年静岡県条例第42号)第13条第2項</u> (17)～(36) (略)	次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(15) (略) <u>(16) 削除</u> (17)～(36) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和7年5月26日から施行する。